

諮問番号：諮問第 49 号

答申番号：答申第 49 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県障がい者更生相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると以下のとおりである。

現在、日常生活も不便で著しい制約がある上、軽度な作業にしか従事できず、年収も以前のようには望めない。その上、今後も通院や薬での治療が必要であるが、医療費が 3 割負担となって家計を圧迫している。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令、国からの通知等の規定に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の障害等級を 4 級と判断したことに違法又は不当な点はないかということにある。

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に基づいて等級を決定し、手帳の交付を行う仕組みとなっている。その他、処分庁は、手帳交付に係る審査基準として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「認定基準」という。）、「身体

障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義解釈」という。)等を設定しているため、以下では、本件処分が法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人は、体内植え込み型除細動器(ICD)を装着しているが、疑義解釈において、このような場合は、ペースメーカを植え込みしている場合と同様の取扱いをするよう記載されている。そして、認定基準では、ペースメーカを植え込んでいる場合は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」が1級、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」が3級、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」が4級と定められている。上記制限の程度(1級、3級及び4級)の判断基準については、疑義解釈において、ペースメーカ植え込みから3年以内に再認定を行う場合、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が、2未満が1級、2以上4未満が3級、4以上が4級とされている。

本件における手帳の再交付申請(以下「本件申請」という。)は、除細動器植え込みから3年以内の再認定に係る申請であり、審査請求人の身体活動能力の検査数値は7.0メッツであるので、上記判断基準でいうと、4級相当に該当する。また、本件申請にあわせて審査請求人が提出した医師の診断書・意見書(以下単に「診断書・意見書」という。)の「4 活動能力の程度」においては、審査請求人の状況は、4級相当とされる「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの」に該当するとされている。以上のことからすると、審査請求人の障害の程度は4級相当と認められる。

また、診断書・意見書の「3 心電図所見」によれば、審査請求人には、3つの所見が見られる。しかし、認定基準上、1級に該当するのは、所定の2つ以上の所見があり、かつ、「安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状(中略)が起こるもの」とされ、また、3級に該当するのは、所定のいずれかの所見があり、かつ、「家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているもの」とされているところ、診断書・意見書の「4 活動能力の程度」の記載を見

ると、「安静時又は自己周辺の日常生活活動でも心不全症状（中略）が起こるもの」又は「家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返す必要としているもの」のいずれにも該当していない。

したがって、審査請求人の障害の程度は、1級及び3級には該当しない。

以上のことから、審査請求人に係る心臓機能障害の障害等級を4級とした処分庁の判断は、診断書・意見書の内容を認定基準等に適切に当てはめられているものと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年2月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付の前提となる障害の程度の判定に関して国が示している認定基準等の通知については、それ自体、法的拘束力を有するものではないが、多数の判定につき、その客観性と公平性を確保する観点から定められたものであり、これに準拠して判定をすることは合理的であるといえることができる。

また、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書・意見書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、提出された診断書・意見書に基づいて法令、認定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であって、裁量権の濫用又は逸脱は認められない。

また、審査会において、今回の診断書・意見書と前回の手帳交付申請時に提出された診断書・意見書を比較したところ、「4 活動能力の程度」欄において、前回は1級相

当とされる「オ 安静時若しくは自己周辺の日常生活活動でも心不全症状（中略）がおこるもの」に該当するとされていたものが、今回は4級相当とされる「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの」に該当するとされていること、前回の診断書・意見書作成時点で、医師から平成29年4月頃には症状が軽快する見込みがある旨の意見が付されていることが認められた。これらは、審査請求人の症状が一定程度改善していること及び前回の診断書・意見書作成時点で医師が症状の改善を想定していたことを示すものであり、この点からも、処分庁の判断は合理的であるといえることができる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部に意見を求め、「原処分支持」との回答を得た上で、裁決を行おうとしており、その点からも審査庁の判断は合理的であるといえる。

以上のことから、審理員意見書及び福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部の意見を参酌した上で本件審査請求を棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子